

西会津町子ども読書活動推進計画 (第2次)



(ボランティアによる保育所児童への読み聞かせ)

平成28年3月



西会津町教育委員会

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1. 計画策定の目的	1
2. 子どもの読書活動の現状と課題	1
3. 第1次計画の数値目標と実績	3
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4
第2章 基本方針	4
1. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	4
2. 子どもの読書環境の充実	4
3. 子どもの読書活動への理解の促進	4
第3章 子ども読書活動推進のための方策	4
1. 家庭における読書活動の推進	4
2. 図書館における読書活動の推進	5
3. 学校等における読書活動の推進	5
(1) 保育所	5
(2) 学校	5
第4章 関係機関との連携	6
第5章 啓発・広報	6
第6章 数値目標	6

【資料】 (子どもの読書活動の推進に関する法律)

第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけて行く上で欠くことのできないものです。

本町では、国が平成13年12月に制定した「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び平成20年3月に閣議決定した国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の趣旨に基づき、平成23年3月に「西会津町子ども読書活動推進計画」を策定し、多様な取組みを進めてきました。様々な成果を上げた一方、課題も多く見られます。

そこで、国・県の新しい基本計画及びこれまでの取組みや成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動に関する総合的、計画的な施策の推進を目的として本計画を策定します。

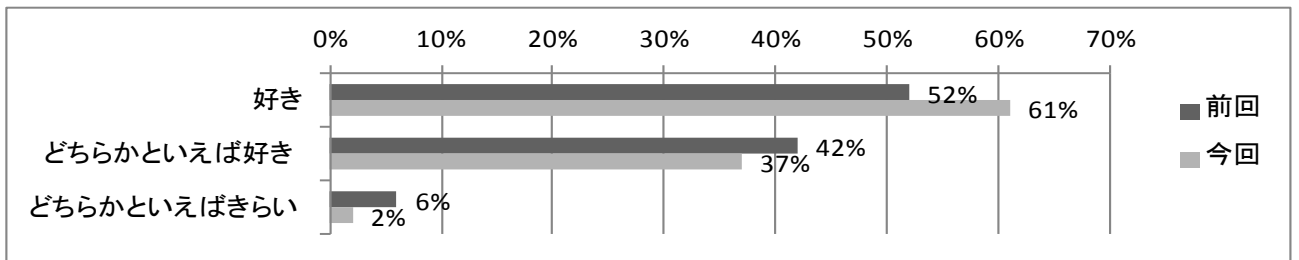
2. 子どもの読書活動の現状と課題

本町では、以前より小学校1年対象に読み聞かせを行う「おはなしの会」を実施してきましたが、他の児童・生徒にも読み聞かせを行うべく、現在は、保育所、小中学校全学年を対象を広げています。

また、読み聞かせ技術の向上を目的とした読み聞かせ講習会や乳幼児に読み聞かせを行う「おひざにだっこ会」を開催し、読書活動の充実に力を入れてきました。小学校、中学校での「朝読書」もその一環であり、児童生徒の読書活動は大きく前進しています。一方、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていません。

その他、本町における読書活動の現状は次のとおりです。

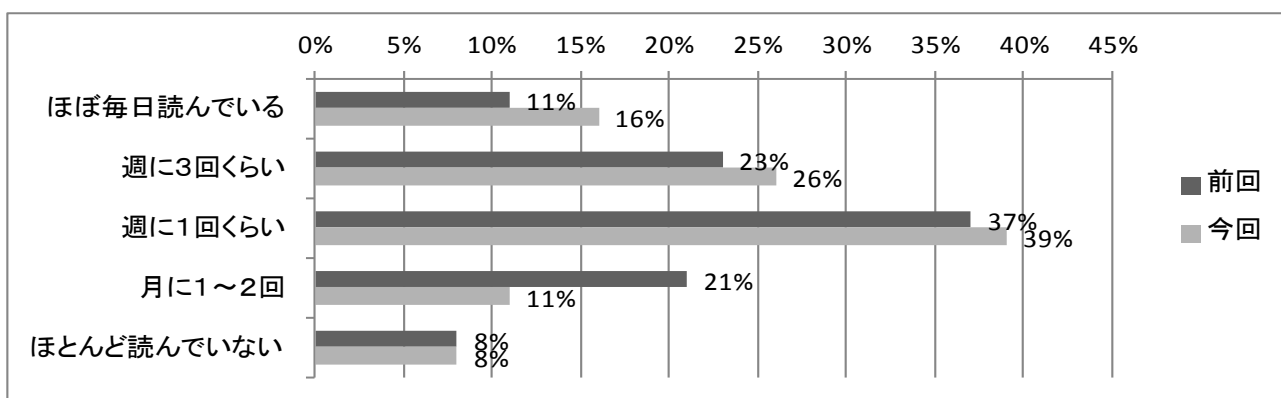
(表1) 保育所児童が本を好きな割合(前回～平成22年度、今回～平成27年度)



(子ども読書活動に関するアンケート：西会津町教育委員会)

※「好き」が前回より約10ポイント増えています。

(表2) 家庭で本を読んであげる割合 (前回～平成22年度、今回～平成27年度)



(子ども読書活動に関するアンケート：西会津町教育委員会)

※前は約7割の家庭で1週間に1回以上子どもに絵本を読んであげていましたが、今回は8割の家庭で読んであげています。

(表3) 西会津町の小・中学校の児童生徒の1か月あたりの読書冊数

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校平均冊数(平成21年度)	10.4	13.5	7.1	4.2	3.6	4.5	6.9
(平成27年度)	6.2	8.7	6.4	7.9	8.3	4.0	6.9
中学校平均冊数(平成21年度)	3.0	1.9	1.6				2.2
(平成27年度)	3.5	2.8	2.0				2.8

(「読書に関する調査」：福島県教育委員会より)

※1か月の平均読書冊数は小学生が前回と同数、中学生が微増となっています。

(表4) 西会津町の1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校未読者割合(平成21年度)	0.0%	0.0%	0.0%	13.2%	8.2%	1.4%	3.8%
(平成27年度)	0.0%	0.0%	0.02%	0.03%	0.0%	0.0%	0.01%
中学校未読者割合(平成21年度)	0.0%	26.7%	25.5%				16.8%
(平成27年度)	0.0%	0.0%	0.0%				0.0%

(「読書に関する調査」：福島県教育委員会より)

※1カ月に1冊も本を読まなかった児童生徒は、小学生が2人で、中学生はいません。

(表5) 小・中学校図書館図書充足率(平成27年4月1日現在)

	図書標準冊数(冊)	蔵書冊数(冊)	充足率(%)
西会津小学校	7,480	5,155	68.9%
西会津中学校	9,040	12,039	133.1%

(西会津中学校図書館調べ)

※図書標準冊数とは、国が公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたものです。

(表6) 西会津中学校図書館の利用者数・貸出冊数

	小学生		中学生		一般	
	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数
平成25年度	393	1,505	243	432	2,093	6,328
平成26年度	473	1,636	508	1,088	1,943	6,034

団体		合計		来館者数
貸出人数	貸出冊数	貸出人数	貸出冊数	
67	818	2,796	9,083	10,478
65	958	2,989	9,716	10,350

(西会津中学校図書館調べ)

※小・中学生が貸出人数、貸出冊数とも増えています。特に中学生が大きく増えたのは、朝読の影響が大きいと思われます。

3. 第1次計画の数値目標と実績

目標項目	対象	《計画前》	《目標》	《実績》
		平成21年度	平成27年度	平成27年度
児童・生徒の1ヵ月あたりの平均読書冊数	小学校児童	6.9冊	9冊	6.9冊
	中学校生徒	2.2冊	3冊	2.8冊
1ヵ月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合	小学校児童	3.8%	0%	0.01%
	中学校生徒	16.8%	8%	0%

4. 計画の位置づけ

第2次西会津町子ども読書活動推進計画は、子どもの健やかな成長に資するため、地域全体で西会津町の子ども読書活動推進に努めるという基本理念のもとに、「西会津町総合計画」及び「第3次福島県子ども読書活動推進計画」、平成25年5月に策定された国の「第3次子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」などと整合性を図りながら、子ども読書活動を推進していきます。

5. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

今後の社会情勢をふまえ、適宜、計画事業の適切な見直しを行うとともに、新たなニーズに対応する事業を積極的に実施していくなど、計画の効率的かつ弾力的な運用に努めます。

第2章 基本方針

1. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもたちが読書の楽しみを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しめる機会を家庭・学校・図書館が連携を取りながら提供することが大切です。

そのために、乳幼児期は家庭・保育所・図書館が、小中学校期は家庭・学校・図書館が連携し子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

また、中学校図書館が今まで実施してきた「おはなしの会」等は、読み聞かせボランティアと連携しながらさらに充実を図ります。

2. 子どもの読書環境の充実

子どもに「読みたい」という意欲を起こさせるような本を身近に整備する読書環境づくりに努めるとともに、すべての子どもが、いつでも、どこでも、読書に親しむことができる環境づくりを目指します。

また、調べ学習や総合的な学習の時間への対応を図るため、調べ学習用資料の充実に努めます。

3. 子どもの読書活動への理解の促進

地域全体で子どもの読書活動を推進するためには、図書館からより多くの情報を発信するなど、子どもたちが読書に関心を持つよう取り組みます。

また、地域の皆さんに子どもの読書活動の大切さを理解していただくため、広報、啓発に努めます。

第3章 子ども読書活動推進のための方策

1. 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭の果たす役割は非常に大きく、乳幼児期のわらべうたや絵本の読み聞かせなどの「耳からの読書」は、その後の読書に大きな影響を及ぼします。

親や家族が積極的に、子どもが読書に親しむきっかけを作ったり、読書の習慣づけを図ったり、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

○ブックスタートと連動させ、乳幼児に読み聞かせを行う「おひざにだっこの会」の実施をさらに推進します。

○引き続き「図書館だより」を発行し、新刊紹介や推薦本の紹介だけでなく、読み聞かせや

読書の大切さも呼びかけます。

- 保護者を対象とした読み聞かせ講座の実施を推進します。
- 発達段階に応じたブックリストを作成し配布します。
- 乳幼児期からアンケートを実施し、読書活動の推進を図ります。

2. 図書館における読書活動の推進

図書館は、豊富な図書の中から自分が読みたい本を自由に選択し、知る喜びと読書の楽しみを感じることができる場所であり、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択し、子どもの読書について相談できる、最も中核的な役割を担っています。

子どもと本を結びつける様々な事業を実施することにより、本に親しむ機会を増やすことが重要です。

- 西会津中学校図書館と小学校読書活動の連携をさらに推進します。
- 西会津中学校図書館で整備されていない図書や資料については、県立図書館の移動図書館や相互貸借を活用し利用者に提供します。
- 「おはなしの会」の開催をさらに推進します。
- 読み聞かせ講座を開催するなど、引き続き読書ボランティア団体の活動を支援します。

3. 学校等における読書活動の推進

(1) 保育所

保育所は、幼児期に様々な絵本との出会いを通して子どもの豊かな心や、創造力を育むことを目指しており、絵本や紙芝居等を活用し読み聞かせを実施しています。

今後は、保育所児童が絵本にふれあう機会をより多く設け、楽しく興味を持つよう努めていきます。

また、保護者にも読書活動の意義や大切さを広く伝えていくことが課題です。

- 大型絵本を活用し保育所児童への読み聞かせをさらに推進します。
- 保護者が集まる機会に読み聞かせ講座等を実施するよう努めます。
- 読み聞かせ講座等を実施して保育士の読み聞かせ技術向上に努めます。

(2) 学校

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。

学校、とりわけ小・中学校は、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付ける大切な時期であり、子どもの読書活動を推進する最も重要な場所です。

児童生徒が生涯にわたり読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため、読書の機会の充実や図書の紹介、読書経験の共有により、様々な図書に触れる機会を確保しなければなりません。

- 「おはなしの会」は放課後子ども教室と連携を図りながら実施するよう努めます。
- 朝読の「おはなしの会」をさらに推進します。
- 小中学校教師と連携し、調べ学習用資料のさらなる充実を図ります。
- 各種推薦図書を紹介し、児童生徒の読書活動のさらなる推進を図ります。

第4章 関係機関との連携

子どもの読書環境の整備と支援に関しては、本計画を効果的に推進していくために、県教育委員会や県立図書館及び他市町村等の関係機関との連携を推進します。

第5章 啓発・広報

子どもの読書活動を推進するため、「図書館だより」「町ケーブルテレビ」等を活用し、読書活動の意義や重要性について啓発・広報に努めます。

第6章 数値目標

この計画を推進し、その状況を把握し、今後の活動の指針とする目標として、以下の数値目標を設定します。

1. 児童・生徒の1ヵ月あたりの平均読書冊数

	現 状 値 (平成27年)	目 標 値 (平成32年)
小学校児童	6.9冊	8冊
中学校生徒	2.8冊	4冊

2. 1か月に1冊も本を読まない児童・生徒の割合

	現 状 値 (平成27年)	目 標 値 (平成32年)
小学校児童	0.01%	0%
中学校生徒	0%	0%

資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね一八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定した時は、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。